

# 社会福祉法人 志生会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志生会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等に対する報酬等の額は、別表1に定める区分に応じて報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

但し、旅費は役員等の移動距離に応じて支給する。

片道30km未満 3,000円・片道50km未満 5,000円・片道50km以上 10,000円

## (当法人職員給与との併給)

第3条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

但し、理事会等会議への出席が休日の場合は、この限りとはしない。

## (報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

## (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

## 附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

別表 1

(1) 評議員 (日額)

	報酬額	実費弁償額
評議員会への出席	3,000円	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円	3,000円

(2) 理事

	日額	実費弁償額
理事会等会議への出席	3,000円	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円	3,000円

(3) 監事

	日額	実費弁償額
監事監査への出席	7,000円	3,000円
理事会等会議への出席	3,000円	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円	3,000円